

山行時の車両利用に関する規定

第1条 目的

当規定は、自家用車を使用する山行において、事故を未然に防ぎ、事故発生の際、その処置及び費用の算出をスムーズに進めることを目的として定める。

山行は、公共交通機関を利用することを原則とするが、止むなく車両を使用する場合は当規定を遵守する。

第2条 対象

会山行、個人山行に係わらず当規定を適用する。

第3条 使用車両

山行に使用する車両は、次の項目を満していなければならない。

- 1.車両は、法定による点検整備を正しく実施し、日常の管理を充分に行う他、山行に使用する際には、特に念入りに点検整備を実施すること。
- 2.車両は、次の条件にて任意保険に加入すること。
 - 対人賠償保険 10,000万円以上
 - 対物賠償保険 200万円以上
 - 同乗者賠償保険 500万円以上
- 3.気象、地形、その他トラブルに対処できる付属装備を搭載していること。
(スノータイヤ、チェーン、プースター、ロープ、修理工具等)
- 4.車両所有者は、原則として自己が参加しないパーティには車両の貸出をしてはならない。

第4条 運転

車両の運転については、次の項目を厳守すること。

- 1.道路交通法則を守り、安全運転・防御運転に留意すること。
- 2.疲労などにより安全運転が遂行できない場合は、いかなる場合も直ちに運転を中止すること。
- 3.2時間以上継続して運転してはならない。
4. 運転交代要員を必ず一名以上確保すること。(単独乗車の場合は除く。)
- 5.同乗者は、少なくとも一名以上は運転助手役を果たすこと。(運転しない同乗者も同等の注意義務を持つ。)
6. 任意保険による年齢制限に該当する者の運転は認めない。
7. シートベルト着用。

8. 複数車両の場合は、目的地までの往復は事前によく打合せを行い、全車同一コースを使用すること。適度に全車同一場所で休憩すること。

第5条 車両使用に関する費用

車両使用に際しかかる費用は、次の項目より算出し、同乗者（複数車両の場合は参加者）数により均等に配分する。

- 1.燃料費 10 km/Lとして算出
- 2.オイル代 3000km にて交換するものとして算出するが、車両使用料の単価に含む。
- 3.有料道路 実 費
- 4.駐車料 実 費
- 5.車両使用料 走行距離 1km 当たり 10円（オイル代を含む）

第6条 トラブル時の費用と責任

事故などトラブル発生時に係わる費用については、基本的には同乗者の相互負担により処理するものとするが、その扱いは次項による。

- 1.スピード、一旦停止違反については、運転者の全面責任とする。
- 2.駐車違反については、同乗者全員の責任とする。
- 3.故障については、その原因が当該山行にある場合は、当事者全員の責任とし費用を均等に負担する。
又、原因が不明の場合は、車両所有者（不在の場合それに替わる責任者）の全面責任とする。
- 4.事故に関しては、保険にて処理することを第一とするが、その範囲外については、事故時の運転者に全面責任があるものと判断し処置すること。

第7条 その他

当規定にないこと及び当規定では処理が不可能な場合は、運営委員会、当事者により処置委員会を設置し解決することとする。

当規定に違反しトラブルが発生した場合、当会は一切関知しない。

第8条

当規定の改廃は、運営委員会にて決定する。

1990年 3月 25日 制定